

旅客自動車運送事業に係る安全マネジメントに関する指針（概要版） （旅客自動車運送事業運輸規則第2条の2関係）

- ・旅客自動車運送事業者（以下「事業者」という。）が、輸送の安全性の向上を図るために努めるべき事項として、以下の内容を定める予定です。
 - ・輸送の安全の確保のための必要な措置を講じること等経営の責任者の責務を定めること。
 - ・輸送の安全に関する責任ある組織体制を構築すること。
- ・輸送の安全に関する基本的な方針を策定し、それを全従業員に周知するとともに、適宜見直すこと。方針の具体的内容としては、以下の事項を定める予定です。
 - イ）経営の責任者が、輸送の安全の確保が事業経営の根幹であることを深く認識し、輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を全従業員に徹底させるとともに、内部において輸送の安全の確保に主導的な役割を果たすこと。
 - ロ）安全マネジメントを確実に実施し、全従業員が一体となって輸送の安全の確保等を図ること。
 - ハ）輸送の安全に関する情報について積極的に公表すること。
- ・事故件数その他の具体的な指標を用いて輸送の安全に関する目標を設定し、必要に応じて見直すこと。
- ・人材、車両の現状等を踏まえて輸送の安全に関する計画を作成し、必要に応じて見直すこと。
- ・安全マネジメントを適確に実施し、当該事業者と相互に密接に関連する他の事業者がある場合には、その事業者と緊密に協力することにより、輸送の安全性の向上に努めること。
 - ・輸送の安全に関する費用支出を積極的かつ効率的に行うこと。
 - ・輸送の安全に関する情報について、経営の責任者と従業員による意見交換等により、その内容が事業者全体に伝達・共有されるようにすること。
 - ・経営の責任者に直接報告可能な手段を確保すること等により、従業員が輸送の安全を阻害する事態を発見した場合には、直ちに、関係者においてその情報が共有され、適切な対処策を講じることができるようになること。
 - ・事故、災害等が発生した場合における報告連絡体制を整え、当該報告が速やかに事業者全体に伝達されるようにすること。
 - ・輸送の安全に関する計画に基づき、研修等を着実に実施すること。
 - ・安全マネジメントの実施状況について、適切な時期を定めて輸送の安全に関するチェックを行うこと。
 - ・輸送の安全に関するチェックの結果、改善すべき事項があった場合等には、是正措置等を講じること。
 - ・悪質な法令違反等により重大な事故を引き起こした場合には、直ちに輸送の安全に関するチェックを行うとともに、必要な事項について現在よりも高度な輸送の安全のための措置を講じること。
 - ・輸送の安全に関する情報の記録及び保存の方法を定め、当該情報を保存すること。